

東京都立青梅総合高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあることを教職員が認識し、この問題に取り組む。
- (3) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促し、組織的対応を行う。
- (4) いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう保護者・地域・関係機関と連携を図る。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するために「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- ・いじめ防止の未然防止のための取組に関すること
- ・いじめの早期発見のための取組に関すること
- ・いじめの早期対応のための取組に関すること
- ・いじめの重大事態への対処に関すること

ウ 会議

- ・原則として学期1回程度開催する。
- ・その他、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭（教務部主任）、生活支援部主任、自立支援コーディネーター、年次主任代表、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会に対する支援と助言を行う。また、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力しいじめに対する対策を強化する。

イ 所掌事項

- ・いじめの早期発見のための取組に関すること
- ・いじめの早期対応のための取組に関すること
- ・いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携
- ・いじめの重大事態への対処に関すること

ウ 会議

- ・原則として年2回程度開催する。
- ・その他、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭（教務部主任）、生活支援部主任、自立支援コーディネーター、子ども家庭支援センター職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー。その他校長が必要と認める者

(3) 自立支援委員会

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会を支援する組織として、日頃の生徒の状況や小さな変化への気付きや情報を共有することにより、いじめの未然防止、早期発見に努めることを目的とする。

イ 所掌事項

- ・いじめ防止等のための情報共有
- ・Y S Wやスクールカウンセラーからの情報共有
- ・学校いじめ対策委員会の対策への支援

ウ 会議

毎週水曜日に開催。定期的に拡大自立支援委員会を開催。

エ 委員構成

副校長、自立支援コーディネーター、生活支援部、養護教諭、スクールカウンセラー、Y S W

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 全校集会、年次集会、ホームルーム等を通じ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気学校全体で醸成。

イ セーフティー教室等を通じて、ネット上のいじめを含んだ防止のための啓蒙活動を推進。本校独自のSNS対策スローガンとルールを設定し、周知徹底を図る。

ウ 生徒の小さな変化に気付く心構えと問題を抱えた生徒には積極的に働きかけ、生徒との人間関係及び信頼関係を構築する。

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる1年次生の全員面談の実施
- イ 年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。
- ウ 年2回生徒との面談週間を設け、生徒との信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気を作る。
- エ 三者面談の実施を通し、保護者との連携を強化する。
- オ 生徒対象「いじめ発見のためのアンケート」実施・分析 年2回
- カ 日常の巡回指導の実施により、いじめの兆候を察知するよう努める。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合の迅速かつ組織的な対応の実施
- イ 情報収集を行い、事実関係を正しく把握し、全教職員で共通認識を深めたうえで指導を行う。
- ウ いじめを受けた生徒については、人権保護と心のケアを軸とし、学校生活上の安心確保に向け、丁寧に支援する。
- エ 保護者への支援・助言および保護者会の開催等による保護者との情報共有
- オ 警察等の関係機関・専門家等との連携

(4) 重大事態への対処

- ア いじめに関わる重大事態（いじめ防止対策推進法 第28条）が生じた場合は、速やかに東京都教育委員会へ報告、連携し、事態に対応する。
- イ いじめられた生徒への緊急避難措置の検討・実施
- ウ いじめた生徒への懲戒や出席停止等の検討
- エ 警察への相談・通報や児童相談所等関係機関との連携
- オ いじめ対策緊急保護者会の開催に等による保護者との情報共有
- カ 重大事態が起きた場合の対応については、文部科学省が示した「重大事態対応フローチャート」に基づき、学校長の判断に応じて対応する。

5 教職員研修計画

- (1) 教員一人ひとりが生徒の発達段階についての正しい理解をもち、いじめ問題についての共通理解と指導力の向上を図るため、校内研修を年2回実施する。
- (2) 各学期に実施される「いじめ発見のためのアンケート」の分析結果について、その都度校内研修会を設定し、改善等について周知する。
- (3) 教育相談に関する情報交換会を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 三者面談の実施（年2回）
- (2) 保護者会の実施と各年次分掌からの学校だより等を通じた保護者との情報共有

7 地域及び関係機関や団体との連携推進の方策

(1) いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめ防止等に関する学校評価を通じて、学校におけるいじめの実態を検証する。

(2) いじめに関係した生徒全員のプライバシーに十分配慮しつつ、事実確認を進め、関係する文書・記録の保管についても配慮する。

(附則)

この基本方針は、平成26年9月29日から施行する。

(附則)

この基本方針は、令和4年4月1日から一部を変更し施行する。